

証券コード 2204
2019年6月6日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿三丁目26番13号

株式会社 **中 村 屋**

代表取締役社長 鈴木 達也

第98回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第98回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時 [午前9時開場]
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル（日本都市センター会館内） 3階コスモスホール
3. 会議の目的事項
報告事項 第98期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎紙資源の削減のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類の記載事項に関し、修正の必要が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nakamura.co.jp>）に掲載させていただきます。

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

ア. 事業の状況

当期におけるわが国経済は、企業収益や雇用、所得環境の改善により、緩やかな回復基調となりました。一方で、米中貿易摩擦や中国経済の減速、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動などにより、先行きは不透明な状況で推移しました。

菓子・食品業界におきましては、消費者の節約・低価格志向が継続する中、労働力不足に伴う人件費や物流費の上昇、さらには天候不順や相次ぐ自然災害の影響などを受け、厳しい経営環境が続きました。

このような環境の中、当社は経営理念「新たな価値を創造し、健康で豊かな生活の実現に貢献する」のもと、年度経営方針を「生産性の向上」、行動指針を「『Change』～私が変わる、会社を変える、変え続ける～」と定め、今後の成長に向けた経営基盤の整備と強化を進めました。

具体的には、需要の増大が見込まれる中華まんの生産能力の増強および生産の効率化を図るため、埼玉県入間市に武蔵工場を竣工し、昨年8月より本格稼働を開始しました。同時に、品質保証体制を強化し「食の安全・安心」を徹底するとともに、当社独自の生産技術を結集させ、より付加価値の高い商品を生産することで、さらなる事業の拡大に取り組みました。

また、菓子・食品事業では、新商品開発・新規販路開拓を積極的に進め、売上高の拡大に努めました。一方で連結子会社である株式会社エヌエーシーシステムの株式譲渡を行うなど、経営の合理化を進めました。

本年1月には、日本初となる中華まんの工場見学施設「中華まんミュージアム」を武蔵工場内にオープンしました。五感で楽しむ体験型の施設を通じ中華まんのおいしさを伝え、新たなファンを作るとともに、小学校の社会科見学利用などの地域社会貢献にも取り組みました。

以上のような経過の中で、当事業年度における売上高は、天候不順の影響や不採算店舗の整理、新規販路開拓の遅れ、主力商品の価格改定後の販売数量の減少などにより、38,744百万円 前年同期に対し1,584百万円、3.9%の減収となりました。

利益面につきましては、武蔵工場は順調に稼働しましたが、暖冬による生産量への影響、それに伴う全社の中華まんラインの一時的な稼働率の低下、また人件費・物流費等のコスト削減を推進したものの売上高が大きく減収したことにより、営業利益は109百万円 前年同期に対し656百万円、85.8%の減益、経常利益は264百万円 前年同期に対し637百万円、70.7%の減益、当期純利益は、769百万円 関係会社株式売却益もあり、前年同期に対し87百万円、12.8%の増益となりました。

なお、前事業年度対比につきましては当事業年度より連結計算書類を作成していないため、前事業年度の単体の数値と比較して記載しております。

売上高	38,744百万円	(前期比	1,584百万円減	3.9%減)
営業利益	109百万円	(前期比	656百万円減	85.8%減)
経常利益	264百万円	(前期比	637百万円減	70.7%減)
当期純利益	769百万円	(前期比	87百万円増	12.8%増)

以下、事業別状況をご報告申し上げます。

(菓子事業)

菓子事業におきましては、新・改良商品の発売や新規ブランドの開発を積極的に進め、売上高拡大に取り組みました。合わせて、不採算店舗の整理を推進し、収益改善に取り組みました。

贈答菓子類では、主力商品「うすあわせ」「あんまかろん」「スイートチーズクーヘン」の品質・パッケージを改良し、商品力の強化に取り組みました。一方、昨今の原材料・物流費等の高騰の吸収が困難となり、昨年9月より価格を改定しました。夏のデザート類では、贈答用商品の改良を行うとともに、カジュアルギフトに対応した商品を取り揃え、ギフト商戦の競争力を高めました。

自家用菓子類では、主力商品「どら焼き」の改良、個食タイプの「厚切りカステラ」の品揃えを充実させるほか、当社秘伝のスパイスを使用した市販菓子「カレーあられスパイシーチキン」などを新発売し、量販店販路を中心に拡販に努めました。

中華まん類では、武蔵工場が昨年8月より計画通り稼働し、順調に生産を行いました。また、百貨店・駅ビル販路では、定番の「天成肉饅」「天成餡饅」の生地や具材の改良を行いました。量販店販路では、「肉まん」「あんまん」「ピザまん」の改良を行うとともに、明太子とほくほくのポテトを組み合わせた新商品「明太ポテトまん」を発売しました。コンビニエンスストア販路では、主力商品「肉まん」「あんまん」「ピザまん」などを改良したほか、本格的なスパイスの香りが特徴の「スパイス香る！カレー肉まん」や牛・豚の合挽き肉を濃厚なデミグラスソースで煮込んだ「たっぷりお肉のデミグラまん」、青唐辛子の刺激的な辛さが楽しめる「ホットチリ！タコスミートまん」などを新発売しました。

新宿中村屋ビル地下1階「スイーツ&デリカBonna新宿中村屋」では「エッグタルト」や「スフレバウム」の季節商品を順次展開するほか、シェフが作るレストラン仕様の惣菜などを販売しました。また、SNSを使い新商品やイベントの情報を発信し、お客様利用の促進に努めました。

店舗展開では、新ブランド「新宿中村屋カレーパン」を羽田空港、海老名SA（下り）に出店したほか、昨年度から催事で展開してきた「東京ガト一つのはず堂」を小田急百貨店新宿店に出店しました。また、キャラメルスイーツを取扱う「CAMELMONDAY」を品川駅に催事出店しました。

以上のような営業施策を展開しましたが、暖冬による中華まん類への影響が大きかったこと、また、菓子類では西日本豪雨が中元シーズンを直撃したことに加え、価格改定後の主力商品の売上高が目標を下回ったことにより、菓子事業部全体の売上高は大幅な減収となりました。

(食品事業)

食品事業におきましては、次の通り事業拡大に向けた活動を展開しました。

市販食品事業では、主力のレトルトカレーの強化策として「インドカレー 辛さ突きぬけるグリルチキン」を新発売しました。また、「インドカレー ベジタブル」「純欧風ビーフカレー 芳醇リッチ」の改良を行い、拡販に努めました。さらに、好評の本格四川シリーズでは「麻婆豆腐」を全国ブランド化すべく販促活動を展開するほか、「食べる麻辣油」を新発売し、中華カテゴリーの活性化を図りました。

業務用食品事業では、ファミリーレストラン、カフェ、給食、ファストフードなど多岐に亘る業態の特性に合わせたカレーソース、スープ、パスタソースなどを積極的に提案するほか、OEM商品の拡大および新規販路の開拓に努めました。

直営レストランでは、「オリーブハウス」「洋食レストラン新宿中村屋」において、お客様満足の向上を目指し、おいしさの追求とサービスの充実に取り組みました。また、お客様のニーズやトレンドを取り入れたグランドメニューの改定や季節ごとのフェアメニューを積極的に打ち出すことで利用の機会創出に努めました。

新宿中村屋ビル地下2階「レストラン&カフェManna新宿中村屋」では、「汁なし坦々麺」「ローストビーフバーガー」などを新発売しました。昨年10月に発売した「中村屋伝統の『純印度式カレー』&本格『麻婆豆腐』のコラボセット」は歴史の味を一度に楽しめるとご好評をいただいております。8階「カジュアルダイニングGranna新宿中村屋」では、グランドメニューを改定し、肉料理の充実を図るとともに日本ワインの魅力伝える賞味会などを随時開催しました。

以上のような営業活動を行いました。業務用食品事業が苦戦し、また、直営レストランの店舗閉鎖による減収の影響もあり、食品事業全体の売上高は減収となりました。

(不動産賃貸事業)

不動産賃貸事業におきましては、商業ビル「新宿中村屋ビル」において、快適で賑わいのある商業空間を提供することで満室稼働を維持しました。

以上の結果、売上高はほぼ前年並みとなりました。

(注) 当第98期中に子会社株式会社エヌエーシーシステムの株式譲渡を実施しており、報告セグメントは従来の「菓子事業」「食品事業」「不動産賃貸事業」「その他事業」から、「菓子事業」「食品事業」「不動産賃貸事業」に変わっております。

事業区分別売上高

事業区分	第 97 期 (2018年 3 月期)	第 98 期 (当期) (2019年 3 月期)	前期比増減	前 期 比
菓 子 事 業	30,521 ^{百万円}	29,477 ^{百万円}	△1,043 ^{百万円}	△3.4%
食 品 事 業	9,267	8,726	△541	△5.8
不 動 産 賃 貸 事 業	541	541	△0	△0.0
合 計	40,328	38,744	△1,584	△3.9

(注) 当事業年度より、非連結決算に移行したため、上表は当社単体（個別）で記載しております。

イ. 設備投資の状況

当期中における設備投資は、次のとおりであります。

- (ア) 当期中に完成した主要設備
武蔵工場（菓子事業） 中華まん生産設備の新設
- (イ) 当期継続中の主要設備の新設、拡充
該当事項はありません。
- (ウ) 重要な固定資産の売却、撤去、減失
生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産の売却、撤去または減失はありません。

ウ. 資金調達の状況

当期の所要資金は、すべて自己資金によって充当し、外部からの資金調達は行っておりません。

エ. 対処すべき課題

今後の国内経済は、雇用・所得環境の改善などを背景に景気は緩やかに回復しているものの、今秋に予定されている消費税増税が消費マインドに大きな影響を与えることが予測されます。加えて、人手不足による人件費の高騰や物流・原材料コスト上昇などが企業の収益面での大きな課題になることが見込まれます。

菓子・食品業界におきましては、食の安全・安心に対する関心が一層高まる中、健康・時短・簡便・個食など様々なニーズが生まれており、消費トレンドも刻々と変化しております。また、業界・業種の垣根を越えた企業の参入もあり、企業間の競争は今後、さらに激しさを増すものと予想されます。

このような厳しい環境においても持続的に成長するため、2019年度を初年度とする3カ年の中期経営計画「中期経営計画2021」を策定しました。経営理念「新たな価値を創造し、健康で豊かな生活の実現に貢献する」の具現化に向けて、中期基本方針に「売上高の拡大と生産性向上・効率化推進による収益力の強化」を掲げ、環境変化に的確・迅速に対応できる強固な体制づくりを進めます。そして、その土台となる会社の変革について、昨年度に引き続き「『Change』～私が変わる、会社を変える、変え続ける～」を行動指針に掲げ、徹底的に取り組みます。

具体的には、既存事業のさらなる深耕と今後の成長が見込まれる新規分野の開拓に尽力し、新たなビジネスの創出を推進することで収益の拡大を目指します。また、昨年8月に竣工した武蔵工場の機能を最大限に活用し、差別的優位性のある中華まんを供給することで、中華まんビジネスの競争力強化に取り組みます。同時に、中華まんをはじめとする生産機能の再編による生産ライン稼働率の全体最適化を図ることで、生産供給体制の効率化を推進します。合わせて、全社横断的な組織を編成し、事業の連携を強化することで戦略実行の迅速化に努めます。さらに、人材の育成や技術の承継を通じ、製品企画開発力・技術力の強化を継続的に進めていきます。そして、意識改革・制度改革により、従業員と企業がともに成長・挑戦する企業風土を醸成していきます。

以上の取組みを全社一丸となり実行することで、今後の持続的成長を可能とする揺るぎない経営基盤を構築し、企業としての社会的責任を果たすとともに、「おいしさ」の提供を通じて、お客様と働く人を幸せにする企業を目指します。

株主の皆様におかれましても、引き続きご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 95 期 (2016年3月期)	第 96 期 (2017年3月期)	第 97 期 (2018年3月期)	第98期(当期) (2019年3月期)
売 上 高	40,631 ^{百万円}	41,082	40,328	38,744
経 常 利 益	1,226 ^{百万円}	1,570	901	264
当 期 純 利 益	741 ^{百万円}	3,806	682	769
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	125.12 ^円	642.08	114.68	128.96
純 資 産 額	23,473 ^{百万円}	27,093	27,208	27,308
1 株 当 た り 純 資 産 額	3,963.04 ^円	4,567.20	4,563.44	4,580.61
総 資 産 額	39,913 ^{百万円}	42,783	42,886	46,275

- (注) 1. 第96期の1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額につきましては、2016年10月1日付で普通株式10株を1株に併合しましたが、株式併合が期首に行われたと仮定して算定しております。
2. 当事業年度から事業報告を単体ベースで記載しておりますので単体ベースの4期分を記載しております。
3. 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第98期の期首から適用しており、第97期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な子会社の状況

ア. 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

なお、当社は2019年2月1日付で、当社の子会社であった株式会社エヌエーシーシステムの全株式を譲渡いたしました。これに伴い、同社は当社の連結範囲から除外されました。

イ. 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 主要な事業内容

事業区分 (当期売上高構成比)	主要な商品・事業内容
菓子事業 (76.1%)	中華まん、和焼菓子、米菓、パックデザート（水ようかん、ゼリー等）、パン類、その他和菓子、その他洋菓子
食品事業 (22.5%)	市販食品（レトルトカレー、中華ソース等）、業務用食材（カレー、パスタソース等）、南欧風料理店、洋食店
不動産賃貸事業 (1.4%)	商業ビル賃貸

(5) 主要な営業所および工場等

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都新宿区	中央営業所	東京都渋谷区
東京事業所	東京都渋谷区	東営業所	千葉県野田市
研究開発室	神奈川県海老名市	南営業所	神奈川県海老名市
神奈川工場	神奈川県海老名市	北営業所	埼玉県北本市
食品工場	神奈川県海老名市	札幌営業所	北海道札幌市
埼玉工場	埼玉県久喜市	名古屋営業所	愛知県名古屋市
つくば工場	茨城県牛久市	大阪営業所	兵庫県伊丹市
武蔵工場	埼玉県入間市	福岡営業所	福岡県福岡市

(注) 当社は、2019年2月1日付で当社の子会社であった株式会社エヌエーシーシステムの全株式を譲渡いたしました。これに伴い、同社は当社の連結範囲から除外されました。

(6) 従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
菓子事業	539 ^名	△9 ^名
食品事業	123	△19
不動産賃貸事業	2	-
全社共通	124	9
合計	788	△19

(注) 上記のほか、臨時従業員が期中平均642名おります。

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	2,600 ^{百万円}
株式会社三菱UFJ銀行	1,300
株式会社りそな銀行	400
株式会社三井住友銀行	400

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 19,904,400株
(2) 発行済株式の総数 5,976,205株
(3) 株 主 数 9,622名 (前期末比72名減少)
(4) 大 株 主 (上位10位)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
中村屋取引先持株会	614 ^{千株}	10.3 [%]
株式会社みずほ銀行	291	4.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	198	3.3
三井不動産株式会社	180	3.0
日本製粉株式会社	130	2.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	126	2.1
日東富士製粉株式会社	124	2.1
株式会社三菱UFJ銀行	115	1.9
豊通食料株式会社	110	1.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	100	1.7

(注) 持株比率は、自己株式 (14,575株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木 達也	経営企画担当
取締役兼常務執行役員	佐良土 理文	生産部門担当
取締役兼執行役員	伊賀 義晃	FF事業部統括部長
取 締 役	中山 弘子	小田急電鉄株式会社取締役 (非常勤) 株式会社東急レクリエーション取締役 (非常勤) 特別区人事委員会委員長
取 締 役	山本 光介	
常 勤 監 査 役	本間 忠男	
常 勤 監 査 役	二本松 壽	
監 査 役	原 秋彦	弁護士 盟和産業株式会社取締役 (非常勤)
監 査 役	藤本 聡	ファーストコーポレーション株式会社取締役 (非常勤) 安田倉庫株式会社監査役 (非常勤)

- (注) 1. 取締役中山弘子、山本光介の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役原 秋彦、藤本 聡の両氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役中山弘子氏は、新宿区長として透明性の高い区政を推進した経験およびそれに基づく幅広い知見を有するものであります。
 4. 取締役山本光介氏は、長年に亘る金融機関の役員としての経験から、財務・会計および経営に関する相当の見識を有するものであります。
 5. 監査役原 秋彦氏は、弁護士として企業法務に関する専門知識と経験およびそれに基づく幅広い知見を有するものであります。
 6. 監査役藤本 聡氏は、長年に亘る金融機関の役員としての経験から、財務・会計および経営に関する相当の見識を有するものであります。
 7. 取締役中山弘子、山本光介の両氏および監査役原 秋彦、藤本 聡の両氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

＜ 参 考 ＞ 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。(2019年4月1日現在)

地 位	氏 名	担 当 また は 主 な 職 業
執 行 役 員	小田川 聡	品質保証室統括室長 兼 CPA業務担当
執 行 役 員	大 野 正 美	総務・広報部門統括部長 兼 内部監査室長
執 行 役 員	鈴 木 克 司	経理・情報部門統括部長 兼 経営企画室統括室長
執 行 役 員	鍵 山 敏 彦	菓子・食品事業部門統括部長 (菓子・食品マーケティング 営業管理本部担当)
執 行 役 員	島 田 裕 之	菓子・食品事業部門統括部長 (菓子・食品営業本部担当)
執 行 役 員	今 井 浩	人事部門統括部長

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役	5名	107,365千円
監査役	4名	45,077千円
合 計	9名	152,442千円 (うち社外役員4名 20,638千円)

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

ア. 重要な兼職先と当社との関係

(ア) 取締役中山弘子氏は小田急電鉄株式会社および株式会社東急レクリエーションの取締役、特別区人事委員会委員長を兼任しておりますが、各兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

(イ) 監査役原 秋彦氏は盟和産業株式会社の取締役を兼任しておりますが、兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

(ウ) 監査役藤本 聡氏はファーストコーポレーション株式会社の取締役、安田倉庫株式会社の監査役を兼任しておりますが、各兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

イ. 社外役員の主な活動状況

社外取締役 (非常勤)	中 山 弘 子	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、専門的見地から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外取締役 (非常勤)	山 本 光 介	当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、専門的見地から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外監査役 (非常勤)	原 秋 彦	当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回すべて出席し、専門的見地から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外監査役 (非常勤)	藤 本 聡	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回のうち13回に出席し、専門的見地から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

ウ. 責任限定契約の内容

当社と社外取締役2名および社外監査役2名との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する金額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

至誠清新監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

ア. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 34,500千円

イ. 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 34,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等を明確に区分しておらず、実質的にも区別できませんので、合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会の公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の職務執行状況、監査計画の内容および報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、また、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、「取締役会」において内部統制システム構築の基本方針について、次のとおり決議しております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア. コンプライアンスに重点を置いた「中村屋グループ行動規範」を制定し、全役職員に周知徹底する。

イ. 「コンプライアンス・リスク管理組織規程」に基づき、適法・公正な経営を行うことを目的として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンスに関する体制を構築する。

ウ. 各個別法に対応した規程・マニュアルを整備する。また、階層別にコンプライアンス教育・研修を継続的に実施する。

エ. 内部通報制度として、「中村屋グループヘルプライン規程」に基づき、ヘルプライン制度を運用し、それにより内部統制システムの強化を図る。

オ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、また、不当な要求に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、「文書管理規程」および「情報セキュリティ管理規程」等諸規程に基づき、保管・管理する。また、取締役および監査役の職務執行にあたって閲覧が容易な状態で保管・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 「危機管理基本規程」を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に基づき、迅速かつ適切な対応を図る。

イ. 代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、当社を取り巻くリスクに迅速かつ的確に対応できる体制を構築する。

ウ. 当社グループは、お客様に満足していただける価値ある商品をお届けするために品質監査体制において、AIB国際検査統合基準に基づいた食品安全管理システムを活用する。

エ. 不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、事業継続計画を策定する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 執行役員制度をより一層充実させ、事業部ごとの責任を明確化する。その上で経営監視機能の向上と権限委譲による業務執行機能のスピードアップを図る。

イ. 「稟議規程」に基づき、重要性に応じた意思決定を行い、また、「執行役員会」を設置し、情報の共有化および意思決定の迅速化を図る。

ウ. 代表取締役社長、取締役兼常務執行役員、取締役兼執行役員で構成する「経営会議」の中で重要案件を審議し、業務執行のスピードアップを図る。

(5) 当該株式会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 「グループ会社管理規程」に基づき、担当者を配置する。当該規程に基づき、子会社から職務執行および財務状況等を報告させる体制を構築する。

イ. 「危機管理基本規程」を策定し、それに基づきリスク管理の推進をグループ全体で行い、認識されるリスクを把握し、適切に管理していく。

ウ. 子会社の経営の自主性・独立性を尊重しつつ、「稟議規程」に基づき、決裁基準等を明確化し、子会社の業務執行の適正化および効率化を図る。

エ. 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築し、その運用状況の有効性を評価し、「コンプライアンス・リスク管理委員会」へ報告する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

ア. 監査役の職務を補助する組織を設置し、その構成員（「監査役スタッフ」と呼称する。）をもって監査役の職務を補助すべき使用人とする。

- イ. 監査役スタッフの人事等については、監査役との事前協議を行う。
- ウ. 監査役スタッフは、監査に関する取締役等の指揮命令を受けない。

(7) 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役および使用人は、監査役スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ア. 内部監査人が内部監査に関する状況を定期的に監査役に報告する体制を構築する。
- イ. 下記事項があるときは取締役、執行役員、内部監査人は監査役に報告する。
 - (ア) 会社に重大な損失を及ぼす恐れのある事象の発生。
 - (イ) 違法または不正行為を発見。
- ウ. 当社グループの内部通報制度の運用により、法令、定款、または社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題に係る通報について、監査役への適切な報告体制を確保する。
- エ. 当社グループの内部通報制度の運用により、監査役職務の執行に必要な範囲に係る場合および通報者が監査役への通報を希望する場合は監査役に報告する。

なお、当該通報者に対して、当該通報をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役および使用人に周知徹底する。
- オ. 子会社の取締役・監査役および使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合は、速やかに報告する。

(9) その他監査役職務が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 監査役は「執行役員会」「コンプライアンス・リスク管理委員会」等に出席するとともに、必要に応じて担当役員にその説明を求めることができる。
- イ. 監査役と会計監査人および内部監査人が意見交換し、連携した監査体制を構築する。
- ウ. 代表取締役社長は監査役および会計監査人と定期的な意見交換を行う。
- エ. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求した場合、その費用等が監査役職務の執行で生じたものでないことを証明できる場合を除き、担当部署においてこれを処理する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「コンプライアンス・リスク管理委員会」の下部組織である「コンプライアンス・リスク管理担当者委員会」を年7回、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を年4回実施し、規程の策定・運用状況の確認等を行うとともに、ランダムに抽出した従業員を対象として、「中村屋グループ行動規範」や内部通報制度の理解度等の調査・確認を行いました。また、階層を指定し、年1回コンプライアンスに関するe-ラーニング研修を実施するとともに、年4回法改正や法令違反事例等の情報配信を行い、コンプライアンスに関する意識の向上に努めております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録、株主総会議事録および計算書類等については、法令に則り、「文書管理規程」や「情報セキュリティ管理規程」等に基づき、総務・法務部にて保管・管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「コンプライアンス・リスク管理担当者委員会」において、「危機管理基本規程」に基づき重度のリスクに関する対策実施状況の確認を行うとともに、地震災害に関する事業継続計画については、継続的に改善・管理しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会」は、社外取締役2名を含む5名の取締役で構成され、社外監査役2名を含む監査役4名も出席しております。「取締役会」は13回開催し、重要案件の決定や業績報告が行われております。常勤取締役で構成する「経営会議」は14回開催し、重要案件を審議しております。「執行役員会」は原則週1回開催し、業務執行課題等を審議・報告するとともに、情報の共有化を図っております。

(5) 当該株式会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「執行役員会」において、原則月1回グループ会社社長から業績報告を受けるとともに必要に応じて助言等を行っております。また、重要案件については「稟議規程」に基づき、審議・報告しております。当社グループとして、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づき、有効かつ適切な内部統制を構築し、「コンプライアンス・リスク管理担当者委員会」を通じて、その運用状況の有効性を評価しております。

(6) 監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役へは、決算報告および「コンプライアンス・リスク管理担当者委員会」等の内容について、定期的に担当役員および担当者より報告を行うとともに、監査役は、「執行役員会」「コンプライアンス・リスク管理委員会」に出席し、必要に応じ、担当役員に説明を求めています。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 会社の支配に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められているものであり、当社の株式に対する大規模な買付行為や買付提案がなされた場合においても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、わが国の資本市場における株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象会社の「取締役会」や株主の皆様が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の「取締役会」が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

ア. 中期的な会社の経営戦略

当中村屋グループが厳しい環境の中でも持続的成長を果たすには、労働生産性の向上と新規成長市場への挑戦による企業価値の向上が必須であり、その実現に向けて、5つの経営方針「お客様第一主義」「人間性の尊重」「独創性の発揮」「良品廉価」「経営の効率化」のもと、中期ビジョン「『ものづくり力』『働く人の成長支援』強化による経営基盤の再構築を進めながら、『おいしさ』の提供を通じて新たな成長へ挑戦する企業を目指す」を策定しました。また、2018年度方針を「生産性の向上」とし、行動指針「『Change』～私が変わる、会社を変える、変え続ける～」を掲げ、事業構造改革による企業基盤の整備と強化に取り組みました。

具体的には、「おいしさ」を安全・安心・効率的にお客様にお届けするための体制を強化し、より付加価値のある商品づくりに努めると同時に、収益拡大に向けて当社の強みを活かした既存販路の深耕と新商品開発・新規販路開拓に加え、環境変化に適應した新しいビジネスの開発に努めました。生産機能面では、埼玉県入間市に建設した武蔵工場の竣工・稼動により増産体制を確立させ、中華まんビジネスの競争力強化を図っております。同時に、事業の成長戦略に沿った生産再編を推進させ、収益体質の改善や組織・機能の効率化を進め、成長に向けた戦略・施策の実行の迅速化に取り組んでおります。さらに、ワークライフバランスを踏まえた働き方改革や意識改革、制度改革を実行することで、企業活動の基盤となる人材の育成を推進し、働く人と企業がともに成長・挑戦できる企業風土の醸成を進めております。

これらの取組みを通じて、経営理念「新たな価値を創造し、健康で豊かな生活の実現に貢献する」の具現化を目指し、企業としての社会的責任を果たすことに取り組んでおります。

イ. コーポレートガバナンスの強化充実に向けた取組み

(ア) コーポレートガバナンスに関する基本的考え方

当社では、コーポレートガバナンス体制として、監査役会設置会社制度を採用し、経営の監査機能を果たしております。また、2016年6月より社外取締役を2名体制とし、「取締役会」の助言・監督機能の強化を図っております。

「取締役会」では、経営戦略および重要な業務執行に関する決定を行うとともに、代表取締役社長ならびに業務執行取締役の業務執行に関する監督を行っております。また、迅速かつ適正な業務執行を行うことを目的として執行役員制度を導入し、権限委譲による業務執行機能のスピードアップと情報の共有化を図るため、「執行役員会」を設置しております。さらに、常勤取締役で構成する「経営会議」を開催し、経営の重要案件について審議しております。

当社は、このような業務執行機能の強化と経営監視機能の充実を図り、株主をはじめとして、顧客、取引先、従業員、地域社会等ステークホルダーに対する責任を踏まえ、企業として持続的成長と企業価値の向上を目指すために、コーポレートガバナンスの基本的な考えであります「透明性のある経営」「適法・公正な経営」および「効率的な経営」の実現に努めております。

(イ) 内部統制システムの整備に向けた取組み

会社法改正に対応し、当社「取締役会」において、「内部統制システム構築の基本方針」の内容の改定を決議しました。整備状況の具体的内容につきましては、職務の執行が適正に行われるために、コンプライアンスに重点を置いた「中村屋グループ行動規範」を制定し、全役職員に周知徹底しております。また、適法・公正な経営を行うことを目的として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、各個別法に対応した規程・マニュアルを整備するとともに、階層別にコンプライアンス研修を継続的に実施しております。さらに、内部通報制度として「ヘルプライン制度」を運用し、内部統制システムの強化を図っております。

当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築し、その運用状況の有効性を評価し、「コンプライアンス・リスク管理委員会」へ報告しております。また、「グループ会社管理規程」に基づき、子会社から職務執行および財務状況等を報告させる体制を構築しております。さらに、監査役と会計監査人および内部監査人が意見交換し、連携した監査体制を構築しております。

以上、当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるべく役員・社員一丸となって取り組んでおり、これらの取組みは、上記(1)の会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2017年5月24日開催の「取締役会」において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」の一部を変更（以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。）し、継続することを決議し、2017年6月29日開催の当社第96回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき継続しております。

その概要は以下のとおりです。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が大規模買付行為実施前に順守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社「取締役会」の意見を提供し、さらには当社株主の皆様が当社「取締役会」の代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。当社「取締役会」は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社「取締役会」に提供することを要請し、当該情報の受領完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社「取締役会」としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表することとします。したがって、大規模買付行為は、当社「取締役会」の評価検討の期間の経過後にのみ開始されるものとします。大規模買付ルールを順守した場合は、当社「取締役会」は、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損することが明白と判断される場合を除き、原則として対抗措置は講じません。他方、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、当社「取締役会」は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社「定款」が認める対抗措置を講じることにより大規模買付行為に対抗することがあります。

(4) 本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて）

ア. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策のあり方」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

イ. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応ずるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社「取締役会」が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入しております。

ウ. 株主意思を反映するものであること

本プランは、株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

エ. 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される

「独立委員会」へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

オ. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される「取締役会」によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（「取締役会」の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社取締役の任期は2年としておりますが、期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。
また、比率等は表示桁未満を四捨五入しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	8,859,817	流動負債	8,847,425
現金及び預金	1,301,614	買掛金	1,370,223
受取手形	1,448	短期借入金	3,200,000
売掛金	4,432,720	長期借入金	1,192,343
製成品	1,433,182	未払費用	1,387,314
半製品	15,177	未払法人税等	482,494
仕掛品	44,908	未払事業税	454,543
原材料	1,032,240	未払消費税	17,427
貯蔵品	257,885	未払引当金	157,298
前払費用	151	賞与引当金	33,361
前払収入	139,945	固定負債	552,422
未払収入	62,162	長期借入金	10,119,370
未払引当金	133,695	繰上償還金	1,500,000
貸倒引当金	4,904	繰上償還金	725,759
	△215	繰上償還金	39,048
固定資産	37,414,887	繰上償還金	2,947,210
有形固定資産	31,066,602	退職給付引当金	4,360,212
建物	9,726,059	資産除去損	36,201
構築物	715,824	役員退職慰労未払金	500,389
機械及び装置	4,629,433		10,551
車両運搬具	1,724	負債合計	18,966,795
工具器具及び備品	407,278		
土地	13,236,990	純資産の部	
建物	2,339,433	株主資本	25,729,444
仮勘定	9,861	資本剰余金	7,469,402
無形固定資産	290,237	資本剰余金	8,170,223
ソフトウェア	87,245	資本準備金	6,481,558
電話加入権	23,209	その他資本剰余金	1,688,664
公共施設利用権	175,014	利益剰余金	10,152,413
水道施設利用権	582	その他利益剰余金	10,152,413
ソフトウェア仮勘定	4,186	固定資産圧縮積立金	3,563,636
投資その他の資産	6,058,049	別途積立金	5,204,932
投資有価証券	5,549,274	繰越利益剰余金	1,383,845
関係会社株式	131,021	自己株式	△62,594
長期未収入金	626	評価・換算差額等	1,578,466
長期前払費用	3,745	その他有価証券評価差額金	1,578,466
その他	376,608		
貸倒引当金	△3,226	純資産合計	27,307,910
資産合計	46,274,705	負債及び純資産合計	46,274,705

損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		38,743,775
売上原価		23,720,862
売上総利益		15,022,914
販売費及び一般管理費		14,914,023
営業利益		108,891
営業外収益		
受取利息	972	
受取配当金	146,814	
貸倒引当金戻入額	16	
為替差益	3,369	
雑収入	39,289	190,460
営業外費用		
支払利息	27,873	
雑損	7,035	34,908
経常利益		264,443
特別利益		
投資有価証券売却益	2,221	
関係会社株式売却益	951,189	953,410
特別損失		
固定資産除売却損	3,900	
減損	58,833	62,733
税引前当期純利益		1,155,120
法人税、住民税及び事業税	443,048	
法人税等調整額	△56,753	386,295
当期純利益		768,825

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計	
	資本金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	自己株式			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金				
2018年4月1日残高	7,469,402	6,481,558	1,688,664	8,170,223	9,890,381	△59,654	25,470,352	1,738,100	27,208,452
当事業年度中の変動額									
剰余金の配当					△506,792		△506,792		△506,792
当期純利益					768,825		768,825		768,825
圧縮特別勘定積立金の取崩					－		－		－
固定資産圧縮積立金の積立					－		－		－
固定資産圧縮積立金の取崩					－		－		－
自己株式の取得						△2,941	△2,941		△2,941
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額								△159,634	△159,634
当事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	262,032	△2,941	259,092	△159,634	99,458
2019年3月31日残高	7,469,402	6,481,558	1,688,664	8,170,223	10,152,413	△62,594	25,729,444	1,578,466	27,307,910

(注) その他利益剰余金の内訳

	その他利益剰余金				
	圧縮特別勘定積立金	固定資産圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	合 計
2018年4月1日残高	1,781,471	1,839,651	5,204,932	1,064,326	9,890,381
当事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△506,792	△506,792
当期純利益				768,825	768,825
圧縮特別勘定積立金の取崩	△1,781,471			1,781,471	－
固定資産圧縮積立金の積立		1,781,471		△1,781,471	－
固定資産圧縮積立金の取崩		△57,487		57,487	－
当事業年度中の変動額合計	△1,781,471	1,723,984	－	319,519	262,032
2019年3月31日残高	－	3,563,636	5,204,932	1,383,845	10,152,413

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- | | |
|--|--|
| (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式
その他有価証券
時価のあるもの | 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| 時価のないもの | 決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) |
| (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法 | 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| (3) 固定資産の減価償却の方法 | 総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。 |
| 有形固定資産（リース資産を除く） | 定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 |
| 無形固定資産 | 定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 |
| リース資産 | ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
| 長期前払費用 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。 |
| (4) 引当金の計上基準 | 均等償却によっております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 |
| 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によっているほか、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 賞与引当金 | 従業員に支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。 |
| 退職給付引当金 | 従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
(退職給付見込額の期間帰属方法)
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 |
| (5) 消費税等の会計処理 | (数理計算上の差異の費用処理方法)
数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員平均残存勤務期間以内の一定年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理しております。 |
| | 税抜方式によっております。 |

2. 会計方針の変更に関する注記

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、従来、一部の有形固定資産の減価償却方法について定率法を採用しておりましたが、当事業年度より、全ての有形固定資産の減価償却方法を定額法に変更しております。

この変更は、当事業年度における国内新工場の本格稼働に伴い、適正な期間損益計算の観点から有形固定資産の減価償却方法について改めて検討を行った結果、今後長期にわたり安定的な稼働が見込まれることから、使用可能期間にわたり均等に費用配分を行うことが当社の有形固定資産の使用実態をより適切に反映できると判断したことによるものです。

これにより、従来の方策によった場合と比べ、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ395,078千円増加しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

貸借対照表

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 19,809,913千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売 上 高	654千円
販売費及び一般管理費	4,481千円
営業取引以外の取引高	301千円

(2) 減損損失

当社は、次の資産グループについて減損損失を計上しております。

事業区分・用途	種 類	金 額
食品事業 (飲食店舗)	建 物	53,739千円
	機 械 及 び 装 置	3,308千円
	工 具 器 具 及 び 備 品	1,786千円
	計	58,833千円
合 計		58,833千円

当社資産のグループは、食品事業の飲食店舗については各店舗をキャッシュ・フローを生み出す最小単位とし、上記以外の事業については、事業区分をキャッシュ・フローを生み出す最小単位としております。

上記の食品事業 (飲食店舗) については、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスであること等から、使用価値をゼロとし、帳簿価額的全額を減損損失として特別損失に計上しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数
 普通株式 5,976,205株
- (2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
 普通株式 14,575株
- (3) 配当に関する事項

ア. 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	506,792	85.00	2018年3月31日	2018年6月29日

イ. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決 議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	506,739	85.00	2019年3月31日	2019年6月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰 延 税 金 資 産	
賞与引当金限度超過額	169,151千円
退職給付引当金限度超過額	1,359,010
一括償却資産限度超過額	25,707
未 払 事 業 税	39,128
その他有価証券評価差額金	904
減 損 損 失	132,192
投資有価証券評価損	32,455
資 産 除 去 債 務	11,085
そ の 他	172,248
繰 延 税 金 資 産 小 計	1,941,880
評 価 性 引 当 額	△183,640
繰 延 税 金 資 産 合 計	1,758,239
繰 延 税 金 負 債	
固定資産圧縮積立金	△1,572,766
その他有価証券評価差額金	△683,837
固定資産評価替差額金	△2,429,860
そ の 他	△18,986
繰 延 税 金 負 債 合 計	△4,705,450
繰 延 税 金 資 産 の 純 額	△2,947,210

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

ア. 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画や季節的変動に対応するため、主に銀行借入により必要な資金を調達しております。一時的な余資については、規程に則り安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブについては、当期取引はありませんが、投機的な取引は行わない方針であります。

イ. 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、格付けの高い債券及び取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、ほとんどが月末締め翌月末支払であります。借入金及びファイナンス・リース取引に関するリース債務は、主に設備投資等に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で9年後であり、このうち一部については、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

ウ. 金融商品に係るリスク管理体制

(ア) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権については、各営業部署が主な取引先の状況を定期的に調査するとともに、常時営業活動を通じ情報の収集に努め、各取引先ごとの期日及び残高を確認し、財政状態等の悪化等による回収懸念の早期把握や低減を図っております。余資として運用している債券等は、有価証券管理規程に従い、格付けの高い商品のみを対象としており、信用リスクは僅少であります。

当決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表計上額により表わされております。

(イ) 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社における輸入原材料等の支払は、商社への円建てによる決済を行っております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状態等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(ウ) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払ができなくなるリスク)の管理

当社は、予算(売上計画、設備投資計画等)に基づき、適時に資金繰り計画表を作成・更新するとともに、余資運用の償還期日管理、流動比率等を勘案することにより、流動性リスクを管理しております。

エ. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合は合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要素を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

オ. 信用リスクの集中

当決算日現在における営業債権のうち、30.1%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注2参照)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,301,614	1,301,614	－
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金 (※)	4,434,169 △209		
	4,433,960	4,433,960	－
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	5,500,081	5,500,081	－
資産計	11,235,655	11,235,655	－
(1) 買掛金	1,370,223	1,370,223	－
(2) 短期借入金	3,200,000	3,200,000	－
(3) 長期借入金	1,500,000	1,486,047	△13,952
(4) リース債務	1,918,103	1,909,989	△8,113
(5) 未払金	1,387,314	1,387,314	－
負債計	9,375,640	9,353,573	△22,065

(※) 受取手形及び売掛金に対応して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は主として取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2)短期借入金、(5)未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) リース債務

リース債務のうち、短期間で決済されるものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、長期のリース債務については、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式等 (※1)	180,214
保証金 (※2)	500,389

(※1) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(※2) 市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超5年内	5年超10年内	10年超
現金及び預金	1,301,614	—	—	—
受取手形及び売掛金	4,434,169	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	—	—	30,000	—
合計	5,735,783	—	30,000	—

(注4) 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
長期借入金	800,000	1,500,000	—	—	—	—
リース債務	1,192,343	435,540	56,256	56,026	34,978	142,959
合計	1,992,343	1,935,540	56,256	56,026	34,978	142,959

9. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 資産除去債務の概要

当社が不動産賃貸借契約を締結している店舗施設の原状回復義務

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃借建物の法定耐用年数(主に50年)と見積り、割引率は30年国債の利回りを使用して算定しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

期首残高	38,276千円
時の経過による調整額	679千円
資産除去債務の履行による減少額	△2,754千円
期末残高	36,201千円

10. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、東京都において商業ビル(土地を含む)を有しております。商業ビルの一部については、自社の店舗として使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

2019年3月期における賃貸等として使用される部分を含む不動産に関する賃貸損益は215,456千円であり、賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上しております。なお、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産のうち、当社が使用している部分の賃貸収益は計上されておらず、当該不動産に関わる費用も含まれておりません。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

貸借対照表計上額				決算日における時価
	当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度期末残高	
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	10,241,447千円	△98,198千円	10,143,249千円	14,000,000千円

(注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2 時価の算定方法

時価は、不動産鑑定士が算定した金額であります。

11. 持分法損益等に関する注記

利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社のみであるため、記載を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	4,580円61銭
1株当たり当期純利益金額	128円96銭

13. 企業結合・事業分離に関する注記

事業分離

(1) 事業分離の概要

ア. 分離先企業の名称

日新製糖株式会社（以下、日新製糖）

イ. 分離した子会社の名称及び事業の内容

名称 株式会社エヌエーシーシステム（以下、NACS）

事業の内容 スポーツクラブの運営、駐車場の管理及び保険代理業

ウ. 事業分離を行った主な理由

NACSはスポーツ事業を中核事業と位置付け、1993年3月より、株式会社ピープル（現：コナミスポーツクラブ）のフランチャイジーとして笹塚NAビル別館にて「エグザス笹塚」の運営を開始し、2006年4月からは独立店「NAスポーツクラブA-1」として再スタートを切りました。近年は小型フィットネスジム「A-1 EXPRESS」を積極的に展開し、現在は総合型スポーツクラブ2店舗、小型フィットネスジム9店舗を運営しております。また、その他の事業として、保険代理店事業、駐車場事業などの付随事業も運営しております。

このような状況のもと、当社グループにおけるNACSの位置付けや今後の事業戦略について慎重に検討を重ねた結果、日新製糖グループのサポートのもと、日新製糖子会社である株式会社ドウ・スポーツプラザとの協力体制を構築し、事業成長を加速していくことがNACSの一層の発展に繋がるとの結論に至り、日新製糖へのNACS株式の譲渡を決定いたしました。

エ. 事業分離日

2019年2月1日

オ. 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

ア. 移転損益の金額

951,189千円

イ. 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	132,900千円
固定資産	462,055千円
資産合計	<u>594,955千円</u>
流動負債	150,629千円
固定負債	<u>151,959千円</u>
負債合計	<u>302,587千円</u>

ウ. 会計処理

当該譲渡株式の帳簿価額と売却額との差額から株式譲渡に係る費用を控除した金額を「関係会社株式売却益」として特別利益に計上しております。

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

その他

14. 記載金額は千円未満を四捨五入で表示しております。

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

株式会社 中 村 屋
取 締 役 会 御中

至 誠 清 新 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 高 砂 晋 平 ㊞
業 務 執 行 社 員
代 表 社 員 公 認 会 計 士 佐 藤 豊 毅 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中村屋の2018年4月1日から2019年3月31日まで
の第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明
細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作
成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し
適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を
表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査
の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、
監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査
手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づ
いて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リ
スク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示
に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われ
た見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠
して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているも
のと認める。

強調事項

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、当事業年度より有形固定資産の減価償却方法を変更している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第98期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定めた監査実施計画を決議し、各監査役から監査の実施状況及びその結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査実施計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、取締役会、執行役員会、コンプライアンス・リスク管理委員会、その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査いたしました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び至誠清新監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及び各取組みについても、その内容について検討を加えました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人至誠清新監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月20日

株式会社中村屋	監査役会				
常勤監査役	本 間	忠	男	Ⓞ	
常勤監査役	二 本	松	壽	Ⓞ	
社外監査役	原	秋	彦	Ⓞ	
社外監査役	藤	本	聡	Ⓞ	

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当金につきましては、企業体質の強化ならびに今後の事業展開などを勘案するとともに株主の皆様への安定的かつ継続的な配当を考慮の上、普通配当として1株につき85円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金85円 総額506,738,550円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日

第2号議案 取締役7名選任の件

現任の取締役全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p>再任</p> <p>鈴木達也 (1954年6月7日生)</p>	<p>1978年4月 当社入社</p> <p>2005年3月 当社菓子事業マーケティング部長</p> <p>2009年4月 当社執行役員経営企画部門統括部長</p> <p>2011年6月 当社取締役兼執行役員経営企画部門統括部長</p> <p>2015年6月 当社代表取締役社長 経営企画部門担当</p> <p>2018年4月 当社代表取締役社長 経営企画担当</p> <p>2019年4月 当社代表取締役社長</p> <p>現在に至る</p>	6,400株
	<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>鈴木達也氏は、当社の菓子事業部および経営企画部門における豊富な経験と実績を有しており、取締役兼執行役員経営企画部門統括部長を経て、2015年6月より当社代表取締役社長を務めております。当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を目指し、事業モデルの変革と強い経営基盤の構築を推進しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
2	<p>再任</p> <p>佐良土理文 (1953年4月6日生)</p>	<p>1978年4月 当社入社</p> <p>2005年3月 当社FF・菓子営業部長</p> <p>2007年3月 当社生産管理・技術部長</p> <p>2012年4月 当社菓子事業マーケティング部長</p> <p>2012年6月 当社執行役員菓子事業部統括部長</p> <p>2015年6月 当社取締役兼執行役員生産部門統括部長</p> <p>2017年6月 当社取締役兼常務執行役員生産部門担当</p> <p>現在に至る</p>	2,530株
	<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>佐良土理文氏は、当社の菓子事業部および生産部門における豊富な経験と実績を有しており、取締役兼執行役員生産部門統括部長を経て、2017年6月より取締役兼常務執行役員生産部門担当を務めております。当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を目指し、生産性向上による収益力の強化を推進しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
3	<p>再任</p> <p>伊賀義晃 (1960年11月11日生)</p>	<p>1983年4月 当社入社</p> <p>2008年4月 当社FF事業マーケティング部長</p> <p>2009年4月 当社FF開発部長</p> <p>2013年6月 当社執行役員FF事業部統括部長</p> <p>2017年6月 当社取締役兼執行役員FF事業部統括部長</p> <p>2019年4月 当社取締役兼執行役員FF事業部門統括部長兼研究開発室統括室長</p> <p>現在に至る</p>	2,300株
	<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>伊賀義晃氏は、当社の生産部門およびFF事業部における豊富な経験と実績を有しており、執行役員FF事業部統括部長を経て、2019年4月より取締役兼執行役員FF事業部門統括部長兼研究開発室統括室長を務めております。当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を目指し、既存事業のさらなる深耕と新たなビジネスの創出を推進しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	新任 <small>すずき</small> 鈴木 <small>かつし</small> 克司 (1963年10月12日生)	1988年4月 当社入社 2012年4月 当社購買部長 2015年6月 当社執行役員食品事業部統括部長 2017年6月 当社執行役員経理・情報部門統括部長 2019年4月 当社執行役員経理・情報部門統括部長兼経営企画室統括室長 現在に至る	1,400株
(取締役候補者とした理由) 鈴木克司氏は、当社の営業部門および購買部における豊富な経験と実績を有しており、執行役員食品事業部統括部長等を経て、2019年4月より執行役員経理・情報部門統括部長兼経営企画室統括室長を務めております。企業経営の諸問題に精通しており、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上のため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。			
5	新任 <small>いまい</small> 今井 <small>ひろし</small> 浩 (1957年4月21日生)	1981年4月 安田信託銀行入行 2007年2月 みずほ信託銀行年金ネット営業部長 2011年1月 当社入社・当社福祉会常任理事 2015年4月 当社人事部長 2018年4月 当社執行役員人事部門統括部長 現在に至る	600株
(取締役候補者とした理由) 今井 浩氏は、金融機関における豊富な経験と実績を有しており、当社人事部長を経て、2018年4月より執行役員人事部門統括部長を務めております。企業経営の諸問題に精通しており、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上のため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	<p>再任 社外 独立役員</p> <p>中山弘子 (1945年2月6日生)</p>	<p>1967年4月 東京都入都 1999年6月 同人事委員会事務局長 2001年7月 同監査事務局長 2002年11月 新宿区長 2007年6月 東京エコサービス株式会社取締役社長（代表取締役） 2015年6月 小田急電鉄株式会社取締役（非常勤） 現在に至る 2016年4月 特別区人事委員会委員長 現在に至る 2016年6月 当社取締役（非常勤） 現在に至る 2019年3月 株式会社東急レクリエーション取締役（非常勤） 現在に至る</p>	0株
<p>(社外取締役候補者とした理由)</p> <p>中山弘子氏は、新宿区長として透明性の高い区政を推進した経験およびそれに基づく幅広い知見を有しており、2016年6月より当社の社外取締役を務めております。当社取締役会の意思決定の有効性を客観的に確保する観点から、当社の経営全般に助言していただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
7	<p>再任 社外 独立役員</p> <p>山本光介 (1949年4月13日生)</p>	<p>1972年4月 株式会社富士銀行入行 2001年6月 同行 執行役員支店部長 2002年5月 芙蓉総合リース株式会社専務執行役員 2002年6月 同社 専務取締役 2004年4月 ユーシーカード株式会社専務取締役 2005年6月 同社 代表取締役副社長 2005年10月 同社 代表取締役社長 2006年1月 株式会社クレディセゾン常務取締役 2010年6月 株式会社アヴァンティスタッフ代表取締役社長 2010年6月 当社監査役（非常勤） 2017年6月 当社取締役（非常勤） 現在に至る</p>	100株
<p>(社外取締役候補者とした理由)</p> <p>山本光介氏は、長年に亘る金融機関の役員としての経験から、財務・会計および経営に関する相当の見識を有しており、当社の社外監査役を経て、2017年6月より当社の社外取締役を務めております。当社取締役会の意思決定の有効性を客観的に確保する観点から、当社の経営全般に助言していただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 中山弘子、山本光介の両氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 当社の社外取締役に就任してからの年数（本総会終結の時まで）
 中山弘子氏 3年
 山本光介氏 2年
 4. 中山弘子、山本光介の両氏とは、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する金額としております。両氏の選任が了承された場合、当社は両氏との間の当該契約を継続する予定であります。
 5. 中山弘子、山本光介の両氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

第3号議案 監査役1名選任の件

現任の監査役のうち原 秋彦氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
再任 社外 独立役員 原 秋彦 (1952年10月11日生)	1980年4月 弁護士登録、林田柳原柏木法律事務所所属 1985年5月 米国ニューヨーク州 弁護士登録 1985年9月 森綜合法律事務所参加 1992年7月 三井安田法律事務所参加 1994年6月 当社監査役(非常勤) 現在に至る 2004年2月 日比谷パーク法律事務所参加 現在に至る 2012年6月 公益財団法人日本サッカー協会監事(非常勤) 2013年6月 盟和産業株式会社取締役(非常勤) 現在に至る	100株
(社外監査役候補者とした理由) 原 秋彦氏は、弁護士として企業法務に関する専門知識と経験およびそれに基づく幅広い知見を有しており、1994年6月より当社の社外監査役を務めております。同氏は、過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、現に当社のコーポレート・ガバナンスの強化のため、客観的・中立的な立場から経営全般に提言いただいております。引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 原 秋彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 原 秋彦氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 当社の社外監査役に就任してからの年数(本総会終結の時まで)
 原 秋彦氏 25年
 4. 原 秋彦氏とは、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する金額としております。同氏の選任が了承された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
 5. 原 秋彦氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

以 上

第98回定時株主総会会場ご案内図

東京都千代田区平河町二丁目4番1号 都市センターホテル 3階コスモスホール
電話03 - 3265 - 8211



※当日御来場の際は、「プリンス通り側」の入口を御利用ください。

交通機関のご案内

東京メトロ 有楽町線「**有楽町駅**」**有楽町方面**出口1より徒歩4分
→出口1は、エレベーターが設置されています。

東京メトロ 南北線「**永田町駅**」
紀尾井町方面出口9a出口9bより徒歩3分
→出口9aは、エスカレーターが設置されています。出口9bは、地上まで長い階段があります。

東京メトロ 有楽町線、半蔵門線「**永田町駅**」出口5より徒歩4分
→出口5は、エスカレーターが設置されています。

「永田町駅」から会場への途中に坂があります。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。